吹田市指定管理者制度における
スライド制度運用の手引

吹田市

制定　令和８年（2026 年）８月 18 日

目次

目的・趣旨 1
第１章　スライド制度の概要 1
　１　制度概要 1
　２　対象施設 2
　３　導入時期 2
　４　賃金水準の変動に伴うスライド（賃金スライド） 2
　　（１）対象経費等 2
　　（２）適用する指標等 3
　　（３）変動率の算出方法 3
　５　物価水準の変動に伴うスライド（物価スライド） 4
　　（１）対象経費 4
　　（２）適用する指標等 4
　　（３）変動率の算出方法 4
　６　スライド額の算出方法 5
　７　スライド額算出例 6
　　（１）算出例【賃金スライド：正規職員相当】 6
　　（２）算出例【賃金スライド：非正規職員相当】 7
　　（３）算出例【物価スライド】 8
　８　手続の流れ 9
第２章　スライド制度の運用 10
　１　運用スケジュール 10
　２　募集要項等への記載 11
　３　基本協定書及び年度協定書への記載 11
　４　債務負担行為の設定 12
様式例 13

これまでの主な改訂内容

版数	内容
初版 （令和８年８月）	・初版制定

目的・趣旨

本市の指定管理者制度では、これまで指定期間中の賃金水準及び物価水準の変動については、事業者が変動リスクをあらかじめ織り込んだ上で、施設の安定的かつ継続的な運営が可能な経費を提案することとしてきたが、近年は想定を上回る賃金の上昇や物価高騰が続いており、指定管理者制度導入施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、賃金水準や物価水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（以下「スライド制度」という。）を導入する。

本手引は、スライド制度の運用に当たっての考え方や、事務手続きの流れ、内容等について整理したものである。

第１章　スライド制度の概要

１　制度概要

指定期間２年目以降の指定管理料について、賃金や物価の水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの増減額を算出し、一定以上の変動が見られた場合に、当該年度の指定管理料の調整を行う（指定管理料の調整については、社会情勢の変動に応じて行うものであり、水準の上昇のみならず、下がった場合においても適用するものとする。）。

また、一定の変動については、従来から指定管理者のリスク負担として整理しているため、対象経費基準額（以下「対象経費」という。）の１％相当額までは指定管理者が負担し、変動率がマイナスとなった場合は、対象経費の１％相当額までは市が負担することとする。

【対応イメージ（一例）】

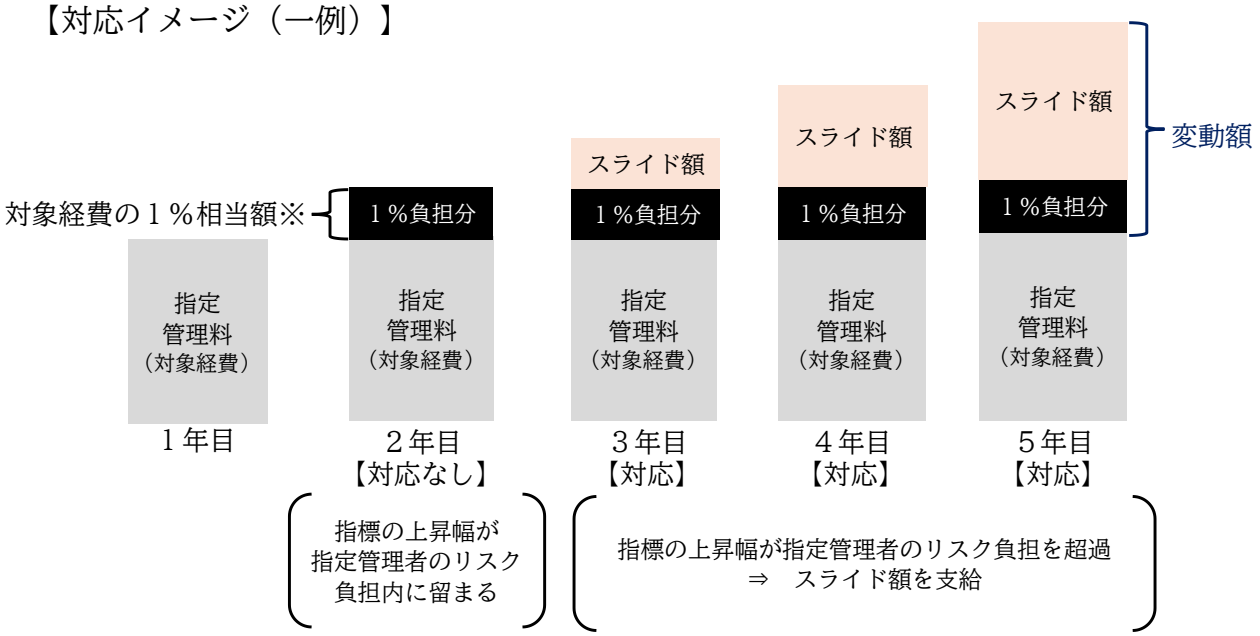

※一定の変動については、従来から指定管理者のリスク負担として整理しているため、対象経費の１％相当額までは指定管理者が負担する。

※変動率がマイナスとなり、対象経費の１％相当額を超えた場合は、その超えた分を減額する。

２　対象施設

原則、指定管理者制度を導入している全施設を対象とする。(※)

（※）利用料金制を導入している施設（指定管理料０円）は対象外とする。

３　導入時期

スライド制度は、令和９年度に選定手続を行う施設（令和 10 年度から指定期間開始の施設）から導入を行い、指定期間２年目の指定管理料から適用する。(※)

（※）初年度の指定管理料は、積算に募集時点の賃金水準や物価水準を見込んだ額が反映されているため、適用の対象としない。

４　賃金水準の変動に伴うスライド（賃金スライド）

（１）対象経費等

ア　対象者

賃金水準の変動に伴うスライド（以下「賃金スライド」という。）の対象者は、指定管理者に直接雇用され、管理業務に従事する職員を対象とし、雇用形態に応じて以下の区分に分類する。(※)

なお、指定管理者が直接雇用していない委託先の職員、人材派遣委託による職員、本社に勤務する職員は対象外とする。

また、突発的な職員の欠員や臨時的増員等の人員構成変更に伴う人件費の変動については、原則として指定管理者の負担とする。

雇用形態	定義
正規職員相当	指定管理者において正規職員として分類されている職員 ＜例＞ 契約期間に定めのない職員、長期かつ継続的な雇用契約の職員 フルタイム労働をしている職員、月給制の職員
非正規職員相当	指定管理者において正規職員として分類していない職員 ＜例＞ 臨時的に雇用された職員、正規職員より所定労働時間・所定労働日数が短い職員、時給制の職員

（※）ここで示した雇用形態別の条件は例であり、具体的な区分は、施設ごとに異なるため、選定時に示す業務の基準や仕様書等を踏まえ、実際の雇用状況に応じて適切に判断すること。

イ　対象となる人件費

対象となる人件費は、労働基準法第 11 条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとする（自主事業に係る経費除く）。

> 労働基準法（抜粋）
> 第１１条　この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

＜対象例＞　　給料・賃金、賞与、時間外手当、社会保険料（事業主負担分）　等
＜対象外の例＞　通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金　等

（２）適用する指標等

毎年度、対象経費に雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した以下の『変動率』を乗じて増減額を算出する。

この増減額を賃金スライド額とし、次年度の指定管理料において反映を行う。

雇用形態	適用する指標（変動率）
正規職員相当	民間給与実態調査（大阪府人事委員会） ⇒当該年度公表の『職員の給与等に関する報告及び勧告』における「民間の給与（月例給）」×（「12 か月分」＋「特別給の支給割合」）を前年度の同式と比較して算出した変動率を適用
非正規職員相当	大阪府最低賃金（大阪府労働局） ⇒当該年度に公表された最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用

（３）変動率の算出方法

ア　正規職員相当

$$\text{変動率}=\frac{\{\text{N 年度月例給}\times(12+\text{N 年度特別給割合})\}-\{(\text{N}-1)\text{年度月例給}\times(12+(\text{N}-1)\text{年度特別給割合})\}}{(\text{N}-1)\text{年度月例給}\times(12+(\text{N}-1)\text{年度特別給割合})}\times 100$$

イ　非正規職員相当

$$\text{変動率}=\frac{\text{N 年度大阪府最低賃金}-(\text{N}-1)\text{年度大阪府最低賃金}}{(\text{N}-1)\text{年度大阪府最低賃金}}\times 100$$

変動率はともに小数第３位を四捨五入する。

5　物価水準の変動に伴うスライド（物価スライド）

（1）対象経費

物価水準の変動に伴うスライド（以下「物価スライド」という。）の対象となる経費は、施設管理に係る経費のうち、物価関連統計指数に連動させることが適当なものとする（自主事業に係る経費除く）。

＜対象例＞　　維持管理費（施設管理費／修繕費）
　　事務関連費（消耗品費／印刷製本費／通信運搬費）
　　その他管理費（光熱水費／委託料／保険料）　等
＜対象外の例＞　租税公課、一般管理費（間接経費）　等

（2）適用する指標等

毎年度、対象経費に物価関連統計指数を基に算出した以下の『変動率』を乗じて増減額を算出する。

この増減額を物価スライド額とし、次年度の指定管理料において反映を行う。

適用する指標（変動率）
企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） ⇒「企業向けサービス価格指数」における「総平均（除く国際運輸）」に係る数値の前年９月～当年８月（９月公表の訂正値）の平均値をその前年１年間の平均値と比較して得た変動率を適用

（3）変動率の算出方法

$$変動率＝\frac{(N-1)年９月～N年８月（９月公表の訂正値）の平均値－(N-2)年９月～(N-1)年８月の平均値}{(N-2)年９月～(N-1)年８月の平均値}\times 100$$

変動率は小数第３位を四捨五入する。

６　スライド額の算出方法

各スライド別に「募集時に指定管理者が提案した対象経費」に変動率を乗じて変動額を算出する。

増額の場合、対象経費にリスク負担額である「１％」を乗じた額を変動額から差し引き、1,000円未満を切り捨てた金額をスライド額とする。

変動率がマイナスとなった場合、同様の考えを用いて指定管理料の減額を行う。

【算出イメージ】

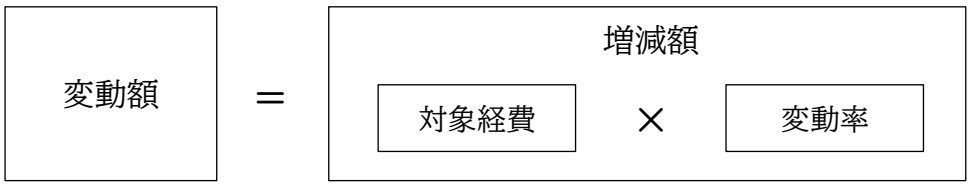

（例）２年目の賃金スライド額＝　初年度の対象経費×２年目の変動率

３年目の賃金スライド額＝（初年度の対象経費×２年目の変動率）×３年目の変動率

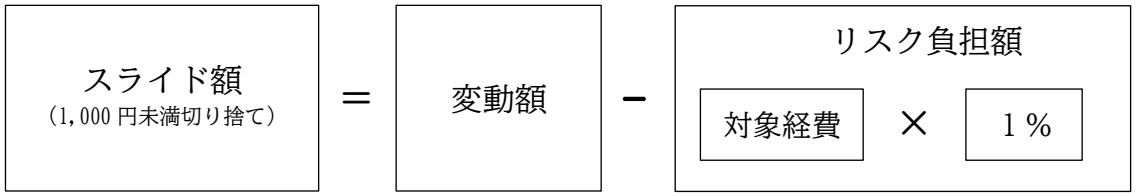

７　スライド額算出例

（１）算出例【賃金スライド：正規職員相当】

■変動率の算出方法

民間給与実態調査（大阪府人事委員会）から下記の式で算出

$$変動率＝\frac{\{N\text{年度月例給}\times(12+N\text{年度特別給割合})\}-\{(N-1)\text{年度月例給}\times(12+(N-1)\text{年度特別給割合})\}}{(N-1)\text{年度月例給}\times(12+(N-1)\text{年度特別給割合})}\times 100$$

※小数第３位を四捨五入

■適用する指標

民間給与実態調査（大阪府人事委員会）

【参考】年度	Ｒ４（2022）	Ｒ５（2023）	Ｒ６（2024）	Ｒ７（2025）
民間給与(月例給)	373,395 円	375,706 円	385,340 円	396,605 円
特別給割合	4.42 か月分	4.52 か月分	4.59 か月分	4.66 か月分
変動率	△0.26% (△15,717 円)	1.23% (75,517 円)	3.00% (186,127 円)	3.36% (214,649 円)

＜例＞Ｒ７年度変動率の算出式（Ｒ８年度賃金スライド額の算出に使用）

$$\frac{\{396{,}605\text{ 円}\times(12\text{ か月}+4.66\text{ か月})\}-\{385{,}340\text{ 円}\times(12\text{ か月}+4.59\text{ か月})\}}{385{,}340\text{ 円}\times(12\text{ か月}+4.59\text{ か月})}\times 100 = 3.36\%$$

■賃金スライドの算出例

Ｒ４年４月１日～指定管理者制度導入施設　対象経費：10,000,000 円

（単位：円）

	１年目 Ｒ４(2022)	２年目 Ｒ５(2023)	３年目 Ｒ６(2024)	４年目 Ｒ７(2025)	５年目 Ｒ８(2026)
対象経費 （募集時提案の人件費）	10,000,000				
各年度経費算出額		10,000,000	10,000,000	10,023,000	10,223,000
変動率（前年度）		△0.26%	1.23%	3.00%	3.36%
変動額 （変動率を乗じた額）		△26,000	123,000	300,690	343,492
リスク負担額 （対象経費の１%）		100,000	100,000	100,000	100,000
賃金スライド額 （消費税/地方消費税含む）		0	23,000	200,000	243,000
指定管理料 （年度人件費）		10,000,000	10,023,000	10,223,000	10,466,000

（２）算出例【賃金スライド：非正規職員相当】

■変動率の算出方法

大阪府最低賃金（大阪府労働局）から下記の式で算出

$$\text{変動率} = \frac{\text{N 年度大阪府最低賃金} - (\text{N}-1)\text{ 年度大阪府最低賃金}}{(\text{N}-1)\text{ 年度大阪府最低賃金}} \times 100$$

※小数第３位を四捨五入

■適用する指標

大阪府最低賃金（大阪府労働局）

【参考】年度	Ｒ４（2022）	Ｒ５（2023）	Ｒ６（2024）	Ｒ７（2025）
最低賃金時間額	1,023 円	1,064 円	1,114 円	1,177 円
変動率	3.13% （31 円）	4.01% （41 円）	4.70% （50 円）	5.66% （63 円）

＜例＞Ｒ７年度変動率の算出式（Ｒ８年度賃金スライド額の算出に使用）

$$\frac{1{,}177 - 1{,}114}{1{,}114} \times 100 = 5.66\%$$

■賃金スライドの算出例

Ｒ４年４月１日～指定管理者制度導入施設　対象経費：5,000,000 円

（単位：円）

	１年目 Ｒ４(2022)	２年目 Ｒ５(2023)	３年目 Ｒ６(2024)	４年目 Ｒ７(2025)	５年目 Ｒ８(2026)
対象経費 （募集時提案の人件費）	5,000,000				
各年度経費算出額		5,000,000	5,106,000	5,260,000	5,457,000
変動率（前年度）		3.13%	4.01%	4.70%	5.66%
変動額 （変動率を乗じた額）		156,500	204,750	247,220	308,866
リスク負担額 （対象経費の１％）		50,000	50,000	50,000	50,000
賃金スライド額 （消費税/地方消費税含む）		106,000	154,000	197,000	258,000
指定管理料 （年度人件費）		5,106,000	5,260,000	5,457,000	5,715,000

（３）算出例【物価スライド】

■変動率の算出方法

企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）から下記の式で算出

$$変動率＝\frac{(N-1)年９月～N年８月（９月公表の訂正値）の平均値－(N-2)年９月～(N-1)年８月の平均値}{(N-2)年９月～(N-1)年８月の平均値}\times 100$$

※小数第３位を四捨五入

■適用する指標

企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

【参考】年度	Ｒ４（2022）	Ｒ５（2023）	Ｒ６（2024）	Ｒ７（2025）
企業向けサービス価格指数（平均値）	101.3	103.2	106.3	109.7
変動率	0.90%	1.88%	3.00%	3.20%

＜例＞Ｒ７年度変動率の算出式（Ｒ８年度物価スライド額の算出に使用）

$$\frac{109.7-106.3}{106.3}\times 100 = 3.20\%$$

■物価スライドの算出例

Ｒ４年４月１日～指定管理者制度導入施設　対象経費：20,000,000 円

（単位：円）

	１年目 Ｒ４(2022)	２年目 Ｒ５(2023)	３年目 Ｒ６(2024)	４年目 Ｒ７(2025)	５年目 Ｒ８(2026)
対象経費 （募集時提案の管理費）	20,000,000				
各年度経費算出額		20,000,000	20,000,000	20,176,000	20,581,000
変動率（前年度）		0.90%	1.88%	3.00%	3.20%
変動額 （変動率を乗じた額）		180,000	376,000	605,280	658,592
リスク負担額 （対象経費の１%）		200,000	200,000	200,000	200,000
賃金スライド額 （消費税/地方消費税含む）		0	176,000	405,000	458,000
指定管理料 （年度人件費）		20,000,000	20,176,000	20,581,000	21,039,000

８　手続の流れ

【募集時】
各施設の所管室課は、指定管理者候補者の募集時に、スライド制度に関する事項を募集要項や仕様書等に明記する。
スライド制度応募時の提出書類として、収支計画書と併せてスライド対象経費を明確にした提案書を求める（様式例別途あり）。

↓

【指定期間開始】
適用する指標の公表後、行政経営部企画財政室より変動率を各施設の所管室課へ通知する。
各施設の所管室課は、変動率及び変動率を用いて算出（算出シートを使用）した次年度のスライド額を指定管理者に提示（様式１）する。

↓

指定管理者は、各施設の所管室課から提示されたスライド額が増額となり、次年度の指定管理料に反映を希望する場合は、各施設の所管室課に申請書（様式２）を提出する。スライド額が減額となった場合は、指定管理者の申請は不要とする。

↓

指定管理者から申請があった場合、各施設の所管室課は速やかにスライド額に係る経費を次年度の予算要求に反映する。

↓

予算の議決後、各施設の所管室課は確定したスライド額を含めた指定管理料を年度協定書に記載し、締結を行う。

↓

指定管理者は、毎年度の事業報告書と合わせて、賃金スライド額の人件費への反映状況に関する調査票（様式３）を提出する。
各施設の所管室課は、これらを基に、増額に伴う人件費への反映状況について確認を行う。
適正な取扱いが行われていなかった場合には、指定管理者に対し、事実関係及び理由の確認を行い、市は必要に応じてスライド額の返還を求める。

第２章　スライド制度の運用

１　運用スケジュール

時期		手続の流れ	内容
N－２年度（選定前年度）	２月～３月	２月議会 債務負担行為の設定 関連予算の計上	・指定管理料に係る債務負担行為を設定 ・候補者選定に係る予算要求
N－１年度（選定年度）	～５月／６月	候補者選定準備	募集要項にスライド制度に係る事項を記載
	７月～10 月	候補者の募集、選定 仮基本協定締結	・応募時にスライド対象経費の提出 ・仮基本協定にスライド制度に係る事項を記載
	11 月～12 月	11 月議会、指定 基本協定締結	・指定議案提案、議決後の指定 ・基本協定締結
N年度（スライド額算出年度）	４月	年度協定締結 指定期間開始	
	10 月	指標を基に変動率算出 （最低賃金、民間給与実態調査 企業向けサービス価格指数） 次年度予算要求へ反映	・行政経営部企画財政室による変動率の算出及び各施設の所管室課へ通知 ・各施設の所管室課によるスライド額決定 ・指定管理者へスライド額通知、申請 ・次年度指定管理料の予算要求
	２月～３月	２月議会	・次年度の年度協定は、スライド額を適用した内容で締結
N＋１年度（スライド反映年度）	４月～	年度協定締結 指定管理料支出（四半期ごと）	スライド額を含めた指定管理料の支出
	（以降、スライド額算出年度と同じ流れ）		
	３月	人件費反映状況確認	毎年度の事業報告書等を用いて賃金スライド額の人件費への反映状況の確認

2　募集要項等への記載

新たに指定期間を開始する施設にスライド制度を導入する際は、募集要項等にスライド制度について明記する必要がある。

【募集要項記載例】

○賃金水準及び物価水準変動への対応

（施設名）の管理運営においては、指定管理者制度におけるスライド制度（賃金水準や物価水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の増減を行う制度）を適用します。指定管理料のうち、本制度の対象となる経費（人件費、施設管理に係る経費）については、制度の適用を前提として積算してください。

なお、スライド制度の詳細については、「吹田市指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引」を参照してください。

3　基本協定書及び年度協定書への記載

スライド制度により指定管理料の総額が変動する場合、基本協定は指定期間全体に係る取り決めであることを踏まえ、基本協定の変更は行わず、年度協定において整理する。

【基本協定書記載例】

（指定管理料）

第７条　業務に係る管理期間中の指定管理料（以下「指定管理料」という。）は、　金○○○○○○円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額○○○○○○円。指定管理者制度におけるスライド制度による増額分を除く。）を上限とし、各年度の指定管理料は年度協定において定める。

２　指定管理者制度におけるスライド制度（以下「スライド制度」という。）による指定管理料のスライド額及び支払時期等については、甲と乙とで協議の上、別途年度協定により定めるものとする。

【リスク分担表（抜粋版）】

リスク分担表（参考例）

種類	内容	負担者	
		甲 （吹田市）	乙 （指定管理者）
物価変動	賃金水準・物価変動に伴う増減については、指定管理者制度におけるスライド制度に基づき決定		
賃金水準の変動			
金利変動	--- 省略 ---		
⋮	--- 省略 ---		
不可抗力	--- 省略 ---		

【年度協定書記載例】

（指定管理料）
第２条　基本協定第〇条の指定管理料は、金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円）とする。うち、指定管理者制度におけるスライド制度によるスライド額は、金〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

４　債務負担行為の設定

スライド額に係る債務負担行為は、金額ではなく文章で設定することとする。

【債務負担行為限度額の文章例】

〇〇千円にスライド制度による増減額を加算した額（消費税及び地方消費税含む）

様式例

【参考】様式第５号　収支計画書（収支報告書）及びスライド対象経費提案書より抜粋

スライド対象経費提案書（人件費）

管理業務における配置人数及び賃金スライド額の対象となる人件費を次のとおり提案します。（委託先、人材派遣委託による職員、本社に勤務する職員は対象外）

1　人件費

【対象人数】　（単位：人）

	令和〇年度	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
正規職員相当配置人数					
非正規職員相当配置人数					

【対象経費】

●正規職員相当　（単位：千円）

	令和〇年度（対象経費基準額）	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
給与・賃金					
賞与					
時間外勤務手当					
管理職手当					
法定福利費					
（その他対象経費があれば行を追加して記載）					
年度合計額					

●非正規職員相当　（単位：千円）

	令和〇年度（対象経費基準額）	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
給与・賃金					
賞与					
時間外勤務手当					
法定福利費					
（その他対象経費があれば行を追加して記載）					
年度合計額					

スライド対象経費基準額（人件費）		千円

（単位：円）

リスク負担額（対象経費基準額×１％）					

【対象外経費】　（単位：千円）

	令和〇年度	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
通勤手当					
健康診断費					
勤労者福祉共済掛金					
（その他対象経費があれば行を追加して記載）					
年度合計額					

（単位：千円）

	令和〇年度	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
人件費総額					

※上記人件費には、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
※２年目以降はスライド制度を適用するため、入力は不要です。
※各経費については、適宜、行を追加・削除等してください。
※人件費は配置計画等と整合をとり、当該施設に配置されている者を対象にしてください。（複数施設を所管する場合は按分し計上可能です）

スライド対象経費提案書（物件費）

管理業務における物価スライド額の対象となる物件費を次のとおり提案します。（自主事業に係る経費は対象外）

2　物件費

【対象経費】　（単位：千円）

	令和〇年度 （対象経費基準額）	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
報償費					
旅費					
消耗品費					
印刷製本費					
光熱水費					
修繕費					
通信運搬費					
手数料					
保険料					
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
（その他対象経費があれば行を追加して記載）					
年度合計額					

スライド対象経費 基準額（物件費）		千円

（単位：円）

リスク負担額 （対象経費基準額×１％）					

【対象外経費】　（単位：千円）

	〇年度	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
負担金					
租税公課					
一般管理費(間接経費)					
（その他対象経費があれば行を追加して記載）					
年度合計額					

（単位：千円）

	令和〇年度	〇+１年度	〇+２年度	〇+３年度	〇+４年度
物件費総額					

※上記物件費には、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
※２年目以降はスライド制度を適用するため、入力は不要です。
※各経費については、適宜、行を追加・削除等してください。

【様式１】

○吹○○第○○○号
令和○年○月○日
（20○○年）

団体名
代表者職・氏名　　様

吹田市長　○○　○○
（吹田市教育委員会）

令和○年度の指定管理料に係るスライド額について（通知）

指定管理者制度におけるスライド制度に係る変動率を踏まえた令和○年度のスライド額について、下記のとおり通知します。増額となったスライド額を希望する場合は、期限までに別添の様式２により申請してください。

なお、最終的な指定管理料については、令和○年度予算議決後、予算の範囲内で決定します。

記

１　施設名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　変動率及びスライド額

	変動率	スライド額（消費税及び地方消費税を含む）
賃金スライド	％	円
物価スライド	％	円
合計	－	円

※減額の場合は▲表示

３　スライド額の申請期限
令和○年○月○日（）

【問合せ先】
吹田市　○○部　○○○○室課
担当：○○、○○
電話：06-6384-○○○○（直通）
E-mail：○○○○@city.suita.osaka.jp

【様式２】

令和〇年〇月〇日
（20〇〇年）

吹田市長　宛

団体名
代表者職・氏名

令和〇年度の指定管理料に係るスライド額について（通知）

指定管理者制度におけるスライド制度に係る変動率を踏まえた令和〇年度のスライド額について、下記のとおり申請します。

記

1　施設名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　変動率及びスライド額

	スライド額（消費税及び地方消費税を含む）
賃金スライド	円
物価スライド	円
合計	円

【様式３】

令和〇年度 賃金スライド額の人件費への反映状況に関する調査票

令和〇年〇月〇日

1　指定管理者情報

施設名　　：

指定管理者名：

代表者名　　：

2　賃金スライド額の反映状況

⑴ 賃金スライド額を人件費に活用（反映）しましたか。

□ 活用（反映）した　⇒　⑵へ

□ 活用（反映）していない　⇒　⑶へ

⑵ 賃金スライド額を人件費に活用（反映）した場合、どのように実施しましたか。

□ 賃金スライド額を原資として、月例給や時給のベースアップを実施した。

【平均改定金額】

月例単価　平均＿＿＿＿＿＿円　から　平均＿＿＿＿＿＿円　へ改訂

時給単価　平均＿＿＿＿＿＿円　から　平均＿＿＿＿＿＿円　へ改訂

□ 団体独自の月例給、時給のベースアップに加え、賃金スライド額を原資として更にベースアップを実施した。

【平均改定金額】

月例単価　平均＿＿＿＿＿＿円　から　平均＿＿＿＿＿＿円　へ改訂

時給単価　平均＿＿＿＿＿＿円　から　平均＿＿＿＿＿＿円　へ改訂

□ 賃金スライド額を原資として、一時金（特別賞与等）支給を実施した。

【平均支給額（増額分）】

正規職員相当　平均＿＿＿＿＿＿円

非正規職員相当　平均＿＿＿＿＿＿円

□ その他（下記にその内容を記入してください。）

⑶ 賃金スライド額を人件費に活用（反映）していない場合、その理由を記入してください。